

平成30年9回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年9月25日(火)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時06分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊  
 次 長 林保治  
 書 記 加々美君代  
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 30 年第 9 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 30 年第 9 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 79 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 80 号から議案第 85 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 86 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは松本雅夫委員と坂本日出雄委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 79 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 79 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 79 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成 29 年度第 3 回寄居町農業振興地域促進協議会で御審議いただき、平成 30 年 3 月 28 日に軽微変更された農地が今回の申請地となります。既に農業用の施設が建っております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、当該農地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地で、原則として除外しない限り、農地転用は許可にならないところですが、農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合は許可されることとされております。</p> <p>なお、今回の申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発 言 者	内 容
<p>松本委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>松本委員。</p> <p>この件につきまして、過去に申請がありました。松本推進委員さんと一緒に行ってまいりまして、事務局の説明のとおりで、特に問題はありませんで、よろしくお願いたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 79 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、議案第 79 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第 3、議案第 80 号から議案第 85 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 80 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>それでは、議案 80 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲渡人)さんのご自宅のすぐ西側の農地が今回の申請地です。(譲受人)さんは現在アパート暮らしをしており、義理のお母様である(譲渡人の一人)さんと義理のお兄様である(譲渡人のもう一人)さんの土地を借りて住宅を建てたいとのことです。申請地は 1 筆となりますが、地目宅地の 3 筆を含めての計画となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっており、(譲渡人)さんのご自宅と一体となっております。道路側の塀と庭木の撤去を指導している所です。また、始末書も添付をされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>内田委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p> <p>先日、野邊推進委員さんと一緒に現地確認に行ってまいりました。第 3 種農地で問題はないと思いますけれども、先ほど事務局が指摘しました南側にある塀が壊されておりました。また庭木等も切られていましたので、特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>議案第 80 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第 81 号について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案第 81 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事 務 局	<p>平成 29 年度第 2 回寄居町農業振興地域促進協議会でご審議いただき、平成 30 年 3 月 15 日に除外された農地が今回の申請地です。駅に近いことなどから建売住宅の需要が見込まれ、今回の申請に至ったとのことです。</p>
議 長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
議 長	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p>
渡辺推進委員	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。 渡辺委員。</p>
議 長	<p>21 日に松村委員とともに現地を見てきました。除外の際も 1 回見ましたが、その後現地はしっかりと維持されており問題ないと思います。</p>
議 長	<p>以上です。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第 81 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 81 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第 82 号について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案第 82 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事 務 局	<p>(譲渡人)さんのご自宅の北側の農地が今回の申請地となります。現在(譲受人)さんはアパート暮らしをしており、手狭になったため、自己用住宅を建築する計画となったそうです。土地の選定をしていた際、(譲渡人)さんから譲ってもらえることになり申請に至ったとのことです。</p>
議 長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発 言 者	内 容
嶋田推進委員	<p>嶋田委員。</p> <p>現地を見てきました。(譲渡人)さんの自宅の北側で、既に周りが宅地です。畑らしいのはここだけで、現在は雑草が生えております。(譲渡人)さんと(譲受人)さんは第3者の関係で、その他特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第82号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第83号についてですが、大澤守男委員が申請人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(大澤委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第83号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは現在アパート暮らしをしており、手狭になったため、自己用住宅の建築を計画していたそうです。お父様である(譲渡人)さんに相談し、(譲渡人)さんが所有する土地から今回の申請地を選定したそうです。既に周辺は宅地化が進んでおります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>過日嶋田委員と現地確認に行つてまいりましたが、今事務局から説明があったとおり、周りも宅地化になっておりますし、何も問題はないと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第83号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>(大澤委員着席)</p>
議長	<p>次に、議案第 84 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 84 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは、現在家族 4 人でアパート暮らしをしており、手狭になり自己用住宅を計画し、駅や小学校が近くにあることから土地を選定し、申請に至ったとのこと。既に周辺は宅地化が進んでおります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>林委員。</p>
林委員	<p>20 日に池田推進委員さんと一緒に現地確認に行きまして、事務局の報告どおり、周りは宅地化で、進入路、排水等問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 84 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 84 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 85 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 85 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 29 年度第 3 回寄居町農業振興地域促進協議会で御審議いただき、平成 30 年 8 月 6 日に除外をされた農地が今回の申請地となります。(譲受人)さんは現在アパート暮らしをしており、義理のお父様である(譲渡人)さんのご自宅の近くに住宅を建てたいとのことからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>今説明がありましたとおり除外をされており、義理の親子関係ということで、特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 85 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 86 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員、大澤守男委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員、大澤委員退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 86 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 86 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 6 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 7 人です。</p> <p>合計 21 筆で、29,266 ㎡、そのうち、田が 9 筆で、13,871 ㎡、畑が 12 筆で、15,395 ㎡ です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 86 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員、大澤委員着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>

発 言 者	内 容
<p>議長 事務局長</p>	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から4点、御連絡いたします。</p> <p>1点目です。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。10月26日金曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時30分から総会をお願いいたします。繰り返します。10月26日金曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時30分から総会をお願いいたします。</p> <p>2点目です。産業文化祭実行委員会より産業文化祭への招待状が入った封筒を置かせていただきました。11月10日土曜日と11月11日日曜日の2日間にわたりまして、第45回産業文化祭を開催いたします。皆様におかれましても、お知り合い等お誘い合わせの上、ぜひ御参加いただければと思います。併せて、近年農産物の出品数が年々減少いたしまして、深刻な状況となっております。つきましては、皆様からの出品をはじめ、知人、友人の方へも周知をしていただきまして、ぜひ出品をいただきますよう御協力をお願いいたします。</p> <p>3点目です。9月20日付で、寄居町社会福祉協議会から通知をお送りしていると思いますが、平成30年度寄居町戦没者追悼式が、11月7日水曜日の午後1時30分から、寄居町中央公民館ホールで行われます。お忙しいことと存じますが、御予定をよろしくをお願いいたします。</p> <p>4点目です。12月25日火曜日ですが、ホンダ寄居工場の視察を予定しております。当日は、午前中に農業委員会総会、午後にホンダ寄居工場の視察を計画しております。詳細につきましては、また後日皆様にお伝えいたしますので、午前中の総会、午後のホンダ寄居工場への視察、これにつきまして、御予定をよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは他に無いようですので、平成30年第9回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>



発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>松本雅夫委員      坂本日出雄委員      委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成30年9月25日</p> <p>議 長      空岡重雄</p> <p>委 員      松本雅夫</p> <p>委 員      坂本日出雄</p>